

議第46号

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第 126 号）
の一部を次のように改正する。

別表中「840」を「900」に、「480」を「460」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。